

放射能汚染された廃棄物及び汚染土を持ち込まないことを求める決議

2005年、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく経済産業省令で、再利用可能な放射性廃棄物の上限は放射性セシウムの濃度が100ベクレル/kgと定められました。2010年にも当時の原子力安全・保安院は、国際原子力機関（IAEA）の安全指針を参考に、子どもへの被ばくも考慮して上限100ベクレル/kgとした資料を公表しています。

ところが、翌2011年の福島原発事故を受け、政府は「放射性物質汚染対処特措法」を定め、事故で生じた放射性廃棄物の処理を大幅に緩和し、8,000ベクレル/kg以下の廃棄物を通常の焼却や埋め立てなどで処分可能とし、さらに環境省は今年6月末、除染土を全国自治体の公共事業で使えるとする方針を決定しました。

廃棄物の処理は、圏域内で出たものを圏域内で処理することが基本であり、前述の決定は全国への放射性廃棄物の拡散につながるおそれがあります。

よって、伊那市内に、東京電力福島第一原発事故由来の8,000ベクレル/kg以下の放射能汚染された廃棄物及び汚染土を持ち込まないよう、強く要請します。

以上、決議します。

平成28年12月16日

伊 那 市 議 会